

令和7年度
児童相談所一時保護所外部評価報告書

令和7年12月
横浜市児童福祉審議会
児童相談所一時保護所外部評価委員会

児童相談所一時保護所外部評価報告書

1 趣旨	1
2 評価委員会の概要	1
(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員	
(2) 評価方法	
(3) 評価の内容とポイント	
(4) 対象施設	
(5) 評価委員会の開催日程と検討内容	
3 領域ごとの評価結果	3
(1) こども本位の支援	
(2) 一時保護所の環境・運営体制	
(3) 一時保護所における支援	
(4) 一時保護所の管理運営	
4 総合的評価結果	11
資料編	14
(1) 入所児童アンケート用紙	
(2) 児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表(令和7年度使用)	
別紙	令和8年度評価に向けた評価項目修正等の提案

1 趣旨

本市では、児童虐待の増加に伴い、一時保護を要する児童も増え、令和7年12月1日現在、児童相談所に付設する一時保護所は4か所（入所者数209人／定員193人）となっている。

一時保護所は、こどもの安全を確保する場所として、“こどもにとって最後の砦”とも言われる場所であり、一時保護中のこどもの最善の利益が十分考慮され、その人権が尊重されることが重要であり、基本となる。

そのため、本市では一時保護中のこどもの権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図るため、児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において外部評価を行っている。各児童相談所一時保護所の運営については、毎年度、自己評価を実施するとともに、本委員会では、1か所の一時保護所について外部評価を行うこととしている。

本年度は、中央児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営について外部評価を行った。

なお、同児童相談所は、令和3年度に外部評価が行われている。

2 評価委員会の概要

(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員（五十音順、敬称略、◎：委員長）

児童福祉審議会委員及び臨時委員である5名の委員により構成する。

- 市川 泰 広 委員（済生会横浜市東部病院総合小児科部長・こどもセンター長）
- ◎大塚 ちあり 委員（國學院大學講師、前横浜市教育委員、元小学校長）
- 沖野 真砂美 委員（横浜市主任児童委員連絡会）
- 末岡 隆 則 委員（神奈川県弁護士会 弁護士）
- 松坂 秀 雄 委員（浦和大学講師、横浜市スクールカウンセラー）

(2) 評価方法

「児童相談所一時保護所による自己評価」、「利用者であるこどもによる評価」、「外部委員による評価」を組み合わせ、委員会として総合的な評価を行った。

また、こどもによる評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングとともに、学齢児に対するアンケート調査を実施した。

【一時保護所の自己評価】

◎評価表をもとに、一時保護所全体で議論し、全員参加により評価する（外部委員による評価と同一の評価表使用）。

【こどもによる評価】

◎学齢児にアンケート調査を一斉に実施する。
また、必要に応じて外部委員によるヒアリングも行う。

【外部委員による評価】

◎外部委員が現地でヒアリング等を行いながら評価表に基づいて評価する。

(3) 評価の内容とポイント

別添の評価表により、「こども本位の支援」「一時保護所の環境・運営体制」「一時保護所における支援」「一時保護所の管理運営」の4つの領域について評価を行った。

第1部 こども本位の支援	ア 一時保護所の理念・基本方針 イ こどもの権利・こどもの意向の尊重 ウ 一時保護所における権利制限 エ 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止
第2部 一時保護所の環境・運営体制	ア 一時保護所の環境 イ 職員体制・職場環境 ウ 情報共有・関係者間連携 エ 関係機関との連携
第3部 一時保護所における支援	ア 一時保護所の運営 イ アセスメント・支援方針 ウ 一人ひとりの特性や課題等への対応 エ 一時保護所からの退所に向けた支援
第4部 一時保護所の管理運営	ア 安全管理 イ 施設運営計画

(4) 対象施設

横浜市中央児童相談所一時保護所

(5) 評価委員会の開催日程と検討内容

第1回 令和7年9月5日(金)	一時保護所自己評価結果の報告(全保護所分) 入所児童アンケート結果の報告 中央児童相談所一時保護所の概要説明、 現地調査、書類の調査及びヒアリング
第2回 令和7年9月19日(金)	中央児童相談所一時保護所の書類の調査 及びヒアリング
第3回 令和7年9月26日(金)	評価・調査結果の分析
第4回 令和7年11月12日(水)	評価報告書案の検討と修正
第5回 令和7年12月3日(水)	評価報告書のとりまとめ 一時保護所への評価結果のフィードバック

3 領域ごとの評価結果

※ 中央児童相談所一時保護所に向けたものは○印、市内全一時保護所に向けた内容は●印としています。

(1) こども本位の支援

ア 一時保護所の理念・基本方針 (項目 1-5)

(7) 意見 (評価できるもの)

○幅広い年齢層かつ、様々な課題を持ったこどもが入所しているが、こども一人ひとりの状況に応じた対応について一時保護所と相談部門で丁寧に検討し、それぞれのこどもに合った接し方、伝え方をされていることは評価できる。(項目 5)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

●理念については職員全員が共通理解をした上で、その具体化をどう図っていくかが重要である。合わせて、「あなたは大切な存在である」というメッセージがどのくらいこどもに伝わっているかも大切な要素である。一時保護されたこども自身が、「自分を見てもらえている」、「話を聞いてもらえている」、「分かってもらえている」、と実感できるように、日常的な関わりの中での職員のこどもについての気づきを、その都度、「よかったね」「あなたの思いが叶ったね」「うれしい」など表現豊かな言葉がけでこどもにフィードバックして、こどもが「自身が大切にされている」と実感する場面を増やしてほしい。(項目 1、4)

●トラウマインフォームドケアは専門的な知識が必要だが、必ずしも職員全体として共有できていない状況であり、知識・技術の浸透に向けて、取組を進めてほしい。(項目 3)

イ こどもの権利・こどもの意向の尊重 (項目 6-14)

(7) 意見 (評価できるもの)

○定員超過や施設の狭隘の状況であっても、こどもからの聞き取りや説明などの際は、こどもに分かりやすく、また不用意にこどもを傷つけることのないように、伝える内容や言葉を慎重に選ぶなど、こどもに寄り添い、丁寧に可能な限りの対応を行っている。(項目 12、13)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

○一時保護の決定に対するこどもの意見表明・異議の申立ては重要な事項だと考えられる。この項目に関するこどもへの説明について、中央児童相談所一時保護所の自己評価ではチェックが付いていないことに、相談部門の児童福祉司と一時保護所職員の連携の難しさが表れているのではないか。(項目 6)

- 異議申立てについてのこどもへの丁寧な説明や、こども自身の異議を申し立てる練習などにより、こどもにも意見を伝える力を付けさせてほしい。(項目 6)
- こどもが一時保護所以外の第三者に相談できる仕組みの説明について、仕組みがあるという説明だけではなく、職員には言いにくいことを伝える先として第三者窓口を設けている趣旨も説明してほしい。(項目 8)
- 第三者委員の説明を含め、一時保護のしおりを、こどもの視点から考え、より分かりやすく作成してほしい。(項目 8)
- 一時保護解除の判断は児童福祉司が行うものであるが、こどもが疑問に思うことなど一時保護所でカバーすべき部分もあり、改善の余地があると考えられる。(項目 11)
- 支援方針に対するこどもの意見の反映状況について、「速やか」にこどもに伝えることに関しては、児童福祉司との連携が必要だが、児童福祉司も多くのケースや困難な対応を抱え、時間を確保できない、検討に時間を要すなどの複合的な課題がある。これらの課題を整理し、改善に向けた具体的な取組を進めてほしい。(項目 13)

ウ 一時保護所における権利制限 (項目 15-18)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 私物の持込など一時保護所のルールは条例制定により大きく変わってきているが、新たな取組に着手し、真摯にルール作りに取り組んでいる積極的な姿勢は評価できる。(項目 16)
- 一時的にこどもを集団から分離する個別対応は、こどもの保護の視点を大切にしながら指導を行わなければならない場面で、適切に行われている。(項目 17)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 「通信・面会等に関する制限」は児童福祉司が判断し、スタンスとして一時保護所の仕事ではないというニュアンスを感じた。しかし、児童福祉司が判断するにあたり、判断に必要な情報の共有など、一時保護所としても主体的に連携していく必要がある。(項目 15)
- 児童福祉司が判断・決定したことであっても、普段の生活場面でこどもから一時保護所職員に意見や要望が伝えられた場合、一時保護所職員はその内容を児童福祉司に伝え、今後の支援につなげていく役割もある。多忙な状況ではあるが、効率的により深い連携が図れる方策を優先的に検討してほしい。(項目 15)
- また、プライバシーの観点からの外部とのスマートフォンでの通信の是非など、一時保護所の課題として、その取組姿勢について詳しく説明がほしかった。(項目 15、18)
- 一時保護されているこどものスマートフォン等の通信機器の使用については、市として方向性を示して行ってほしい。(項目 18)

- 私物を認めることと、こどもの安全を保障することを両立させることの難しさも伺えた。私物持込による予期せぬ事件・事故などを、未然に防ぐことが必要になる。こどもの権利を守ることの重要性を意識しつつ、危険予知のような形で取り組んでいくことが大切である。(項目 15、18)

エ 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止 (項目 19-22)

(7) 意見 (評価できるもの)

- こども同士での権利侵害の防止に関連して、経験の浅い職員は、こどもの暴力や暴言を直接受けて心身に影響を及ぼす可能性があるが、職員間の温かい声掛けなどチームとして支えていく風土ができていると感じられた。(項目 20)
- 外国籍及び外国につながるこどもに対しては、ハラルなど日本とは異なる生活習慣等にも配慮した対応を工夫して行っている。(項目 21)
- 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティへの対応では、こども自身も性自認に揺れている状況などを捉え、性自認の難しさなどを否定しないことを大切に、こどもに向き合うよう努めていることは評価できる。(項目 22)

(1) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 被措置児童等虐待の防止に関して、児童福祉司及び一時保護所職員がそれぞれどのような説明をこどもたちにしているのかという点では、密接な連携が図られているとまでは言えないのではないかと。一時保護所の立場で十分な説明をすべきであるとともに、児童福祉司の説明でも分かりにくい又は不足している点などがなければこども目線で確認し、再度丁寧に説明を行うなど、取組を更に強化してほしい。(項目 19)
- 被措置児童等虐待防止の研修も行っているようだが、今年度本市で発生した盗撮事件の加害職員が研修を自分事と捉えていなかったとされている点からも、いかに研修の実効性を高めていくかが大きな課題であり、夜間指導員へのOJTを含む研修方法や研修内容を改善してほしい。(項目 19)

(2) 一時保護所の環境・運営体制

ア 一時保護所の環境 (項目 23-24)

(7) 意見 (評価できるもの)

- こどもが集まる談話コーナーでは、吹き抜けの開放的な場所に、一時保護されているこどもや職員の様々な遊びの名人紹介の掲示など、こどもが楽しめる創意工夫がなされていた。こどもに潜在する価値の多様性が尊重され、可視化された取組であり、こどもたちの自己肯定感の促進と安心して過ごせる環境づくりを実践

されていた。このような取組を、是非、一時保護所職員の相互見学などにより他の一時保護所にも広めてほしい。(項目 24)

(イ) 意見（改善が必要なもの及び提案事項）

- 本来予定されている定員を超過して受入れをしているのが現状である。定員超過の問題は、こどものプライバシーの確保などのハード面だけではなくて、処遇する職員の配置など、横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「一時保護施設基準条例」という。）を踏まえた対応全般に影響し、一時保護所における安心・安全な生活環境や支援の質の低下にもつながりかねない問題であり、改善が図られることを期待したい。(項目 23)
- 必要な設備の修繕などは手続きに時間がかかる等により、必ずしもすぐに対応できていない状況だが、管理部門においては、応急的な修繕対応や優先順位をつけた調達など、迅速な対応を図ってほしい。(項目 24)

イ 職員体制・職場環境 (25-29)

(7) 意見（評価できるもの）

- 慢性的な人手不足の中、夜間対応は各ブロック二名体制を堅持していることは評価できる。(項目 27)
- 職員同士が支え合い、日常的に意見交換ができ、対応に苦慮する事案に対しても、職員相互に解決を図っていく土壌があるように感じられた。(項目 28)

(イ) 意見（改善が必要なもの及び提案事項）

- スーパーバイズは、ベテラン職員が担うが業務過多で難しく、体制が確保できていない。また、1年目職員にはトレーナーのサポートがあるが、中堅職員へのスーパーバイズの体制が必要だという職員からの声も上がっている。一時保護所職員にはますます専門性が求められてきていることから、ベテラン職員の知識・技術や経験が職場全体に浸透するよう、OJT等の時間を確保し、組織として人材育成の強化を図ってほしい。(項目 25)
- 定員超過かつ会計年度任用職員の欠員がある状況では、必要な職員数の配置があるとは言えない。名もなき仕事、細々とした仕事に向き合える余力・マンパワーもない状況となっている。(項目 26、29)
- 夜間体制については、会計年度任用職員の制度に頼っており、体制堅持のための職員の負担は大きく、改善が必要である。夜間体制として、1ブロックにつき正規職員1名と会計年度任用職員1名では厳しいと思われる。(項目 27)
- 一方で、正規職員の人材確保の困難さも同時にあり、非常に難しい状況にある。他自治体の方が給与の待遇がいいという話も聞くことから、人材を確保するためには、適切な給与も必要ではないか。(項目 26、27)

- 職員の精神面のケア、メンタルヘルスに関する支援をしてくれる、職員に対する心理職がいるとよい。(項目 29)
- 職員は全力で頑張り支え合って業務を行っているが、職員の努力に頼り過ぎてはいないか。今、社会全体が働き方改革にシフトしている中で、一時保護所の現場でそれを実践するには難しい状況であることは理解できる。それでも、働き方改革に着手していくことは必要であり、今後、迅速な取組を進めてほしい。(項目 29)

ウ 情報共有・関係者間連携 (項目 30-33)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 引継ぎの場面を見学したが、丁寧にこどもの様子を観察し伝えるポイントを工夫するなど、円滑かつ適切に行われている。(項目 30)
- 児童福祉司や児童心理司との連携は、相互の業務体験や援助方針会議の際には一時保護所の意見を反映できるように事前に情報共有するなど、風通しを良くする工夫を行っている。(項目 31)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 昨年度も指摘したが、パソコンの台数が少ないことやデータと紙媒体が混在していることなどについては、引き続き改善の余地がある。パソコンは机がないと使用しづらいが、より手軽に使用できるタブレットの導入なども視野に入れた方がいいのではないか。このような点においても、働き方改革をひとつひとつ進めてほしい。(項目 30、33、29)
- 相談部門との連携については、相談部門と一時保護所が同じ建物にあり、お互いの顔の見える関係があるからこそ、更なる連携の強化が望まれる。(項目 31)
- 記録については、今は時系列で作成されているが、児童福祉司とこどものやり取りなどを一目で分かるように、新システムの導入により I C T の部分でカバーするなど、更に改善していける余地があるのではないか。(項目 33)

エ 関係機関との連携 (項目 34-35)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 医療機関との連携は、医療職を中心に相談部門とも連携して日頃からの準備などを行い、適切に連携できている。ただし、児童精神科の入院調整が難しい状況もあるということなので、医療機関とのネットワークの更なる充実が望まれる。(項目 34)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 警察との連携もできているが、警察に一時保護所をより深く理解してもらうため

に、相互交流や研修を考えてみてはどうか。(項目 35)

(3) 一時保護所における支援

ア 一時保護所の運営(※生活支援、教育・学習支援等) (項目 36-46)

(7) 意見(評価できるもの)

- こどものヒアリングの中で、就寝時間等について、生活リズムを取り戻せたなど、こどもからの積極的な評価の意見もあった。(項目 42)
- こども一人ひとりに応じた学習支援、教材づくりや学校との連携に熱心に取り組むなど、学習担当職員をはじめとした職員が尽力されていることは評価できる。(項目 44)
- 未就学児への保育は、年齢や内容等により遊ぶ場所を分けたり、集合で行うなど、こどもの状況に応じて適切に対応されている。(項目 46)

(イ) 意見(改善が必要なもの及び提案事項)

- こどもが一人になれる場所については、パーテーションや静養室の使用など、できる限りの努力はしており評価できるが、場所の確保に向けた物理的な改善は必要である。(項目 37)
- 食事については、献立も工夫され、お代わりなども柔軟に対応されていた点は評価できる。献立について、月1回はこどもの希望を聞いているとのことだが、家庭における選択の機会と照らし合わせると、例えばカレーの辛さを選べるようにするなど、工夫する余地はあるのではないか。アレルギー対応等の課題はあるが、こどもたちの楽しみを増やすためにも更なる工夫ができるとよい。(項目 39)
- 入浴は個別であるが浴室も少ないため、1人あたりの時間が短く、午後活動の早い時間から入浴開始せざるを得ない状況となっている。運用上やむを得ない対応であることは理解できるが、児童に入浴時間の希望を取る等の工夫を検討することが望ましい。(項目 40)
- 教育・学習支援では、通学支援の取組は始まったが、まだ通学できている人数も少ない。学習意欲のあるこどもについては、一時保護の間も途切れることなく、リモート授業等の活用など可能な限り学校生活に近づけるような改善を図ってほしい。こども目線では、私物の持込と関連するが、自身の教科書や参考書などが使用できること自体がうれしいことであるため、管理の負担はあるが、使用できるよう対応してほしい。(項目 44)
- こどもにとって、学校とつながる意味は大きい。学校との連携については、リモート授業の実施、一時保護所で在籍校の定期試験を受けることによりマイナス評価とならないような対応など、迅速に取り組むべき事項については、学校ごとの対応ではなく、教育委員会とも連携して明文化していくことも必要であると考えられる。(項目 44)

- Wi-Fi やプリンタなど、学習で必要とされる備品や設備を確認し、適切に整備してほしい。(項目 44)

イ アセスメント・支援方針 (項目 47-53)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 行動観察の記録はしっかりとされていて、引継時にも有効に活用されていた。(項目 48)
- こどもの変化に応じた支援方針等の見直しは、会議結果をこどもに伝えた後にこどもの意見表明や自己決定によって方針が変わることもあるようだが、そのような場合にも柔軟に対応している。(項目 52)
- 親子関係再構築に向けた所内会議の際に、職員が出席できない場合でも一時保護所の意見を伝える機会を設け、会議にも反映されており、適切に対応されている。(項目 53)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 日々の行動観察で把握したこどもの良かった点やストレングスについては、集約して記録にもとどめ、定期的に見守り員と共有し、こどもに直接伝える場面や家庭引き取りの際に家族に伝える場面等でも活用してほしい。(項目 48)

ウ 一人ひとりの特性や課題等への対応 (項目 54-58)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 障害のあるこどもを受け入れる場合に、一人ひとりのこどもの持つ特性について、他のこどもに対しても理解できるように丁寧に説明している。(項目 57)

(4) 意見 (改善が必要なもの及び提案事項)

- 他害や自傷等を行う可能性のあるこどもへの対応について、対応は年齢・性別等様々なケースがあるため一概にマニュアル化することは難しいが、事例を積み上げて以降の対応に活かしていく工夫があると良い。(項目 55)
- 障害のあるこどもの受け入れについては、クールダウンや落ち着ける場所が不足している。(項目 57)
- 個室が少ないため、感染症への対策が難しい。(項目 58)

エ 一時保護所からの退所に向けた支援 (項目 59-60)

(7) 意見 (評価できるもの)

- 退所に向けて施設や里親と調整を行う際に、一時保護所における児童の行動記録

が、状況に応じて的確に活用されていることが伺えた。また、保護者に対しても、一時保護所が第三者的な立場としてこどもの様子や家庭での苦労などを共有できることも大切なことで、実践できていると感じられた。(項目 60)

(4) 意見（改善が必要なもの及び提案事項）

- 児童福祉司がこどもと面談する中でも、こどもから家庭への不安が語られると思うが、一時保護所において、こどもが家庭や退所後について語っていることを児童福祉司に伝えていくことが大切である。この点においても、一時保護所職員と児童福祉司の連携の強化を期待する。(項目 59)

(4) 一時保護所の管理運営

ア 安全管理（項目 61-65）

(7) 意見（評価できるもの）

- こどもの私物管理は新たに加わった業務だが、項目(1)ウで記載したとおり、真摯に取り組んでおり、評価できる。(項目 65、16)

(4) 意見（改善が必要なもの及び提案事項）

- 安全管理のマニュアル等は作成をされているが、それに基づいて運営・対応が行えていることを確認する仕組みを検討してほしい。(項目 61)

イ 施設運営計画（項目 66-67）

(7) 意見（評価できるもの）

- 定員超過、施設の狭隘、人員不足など困難な課題も多い中、こども会議の定期的な開催、意見箱やアドボケイトなどの多様な取組により、こどもの意見や意向を丁寧に聞き、反映させるよう努めている。(項目 67)

(4) 意見（改善が必要なもの及び提案事項）

- 施設運営計画・年間行事の予定表に、避難訓練を明記し、こどもたちが避難訓練の大切さを意識できるようにしてほしい。(項目 66)
- こどもの意見箱の記入用紙に「こっそり相談したいこと」は係長が必ず見るとの記載があるが、係長以外の職員に相談したいこともあると思われるので、選択肢の幅を広げると良いと思われる。(項目 67)

4 総合評価結果

《全般》

- ・今年度は、一時保護施設基準条例が施行されたことに伴い、評価項目も大きく変更され、現地調査も職員の引継の見学や相談部門の職員からの聞き取りなど、これまでより幅広い視点から評価を行った。
- ・中央児童相談所一時保護所の自己評価は厳し目の見解であった。施設及び職員としては十分に取り組んでいるつもりでも、こどもの目線から見たときは十分であるかどうか分からないという趣旨で厳しい自己評価となった。実際のヒアリングを通して、一時保護所の職員が、常にこどもの視点に立って支援に臨んでいることを、随所で確認することができた。(項目1)
- ・特に、こどもが集まる談話コーナーにおけるこどもが楽しめる創意工夫などは、こどもに潜在する価値の多様性が尊重され、可視化された取組であり、こどもたちの自己肯定感の促進と安心して過ごせる環境づくりを実践されていることも伺い知れた。このような取組を、是非、他の一時保護所にも広めてほしい。(項目24)
- ・児童相談所一時保護所の自己評価で「できている」と評価した項目、「できていない」と評価した項目それぞれについて、児童相談所内部において、なぜそのような評価をしたのか共通理解を図ってほしい。時間がない中で自己評価を行っているが、評価した後、丁寧に振り返りを行ってほしい。そして、次年度評価をする際には、今年度の振り返りを補足として取り入れたうえで、評価してほしい。

《一時保護所と相談部門の役割・連携・共通理解》

- ・評価項目の変更により、相談部門が担っている部分についても、評価事項となっているが、このことは、一時保護所の職員も課題を共有し、一時保護所としてどうこどもと接していくか、相談部門と密に連携が取れているかどうかについて評価することをねらいとしているものと考えられる。
- ・一時保護所として担う部分と児童福祉司や児童心理司等の相談部門が担う部分について、どの部分をどちらの部門が担当していくか、受け止め方によって解釈が違ってくる部分があることが垣間見えた。一時保護所の評価として、相談部門に係る内容については自分たちの仕事ではないというニュアンスの回答が少なからずあったことは残念に思われる。
- ・相談部門との連携については、各項目の評価においても随所で触れたが、相談部門と一時保護所が同じ建物にあるからこそ、更なる連携の強化が期待される。

《定員超過》

- ・本来予定されている定員を超過して受入れをしているのが実状となっている。定員超過の問題は、こどものプライバシーの確保などのハード面だけではなく、処遇する職員の配置など、一時保護施設基準条例を踏まえた対応全般に影響し、一時保護所における安心・安全な生活環境や支援の質の低下にもつながりかねない問題であり、改善が図られること

を期待したい。(項目 23)

《設備（ハード面）》

- ・設備面については、一時保護施設基準条例制定前の設備であることから、児童養護施設の基準が準用されているが、個室の少なさも施設運営に大きな影響を与えている。クールダウン等の個別対応や感染症発生時の対応など、一朝一夕に解決できる課題ではないが、間仕切りの工夫などにより、新たな基準に近づくように、引き続き最大限改善に努めてほしい。(項目 23、57、58)

《体制（ソフト面）》

- ・職員体制について、日中・夜間体制の確保や人材育成の難しさなど多くの課題は、人員が足りていないことに起因している。(項目 25-29)
- ・一時保護所職員にはますます専門性が求められてきていることから、ベテラン職員の知識・技術や経験が職場全体に浸透するよう、O J T等の時間を確保し、組織として人材育成の強化を図ってほしい。(項目 25)
- ・職員は定員超過の中で、全力で頑張り支え合って業務を行っていることは大いに評価できる。その一方で、職員の努力に頼り過ぎてはいないか。今、社会全体が働き方改革にシフトしている中で、一時保護所の現場でそれを実践するには難しい状況であることは理解できる。それでも、働き方改革に着手していくことは必要であり、今後、迅速な取組を進めてほしい。(項目 29)

《教育・学習支援》

- ・タブレットの導入やデジタル教材の活用など、積極的に学力保障に取り組んだことは評価できる。学習に支障が生じないためにも、Wi-Fi 環境や印刷機等の整備も進めてほしい。(項目 44)

《被措置児童等虐待の防止》

- ・今年度は本市児童相談所で、一時保護所職員による一時保護児童への盗撮事件が発生した。被措置児童等虐待の防止に関して、児童福祉司及び一時保護所職員がそれぞれどのような説明をこどもたちに行っているのか密接な連携が図られているとまでは言えないのではないか。また、被措置児童等虐待防止の研修についても、いかに実効性を高めていくかが大きな課題である。これらの点においても、職種間の更なる連携や、夜間指導員へのO J Tを含む研修方法や研修内容の改善を確実に進めてほしい。(項目 19)
- ・今回の事件のケースでは、4日後にこどもからの開示があったということだが、開示まで4日もかかってしまったという開示の阻害要因、逆に4日で開示できたという開示の促進要因のそれぞれの観点があると考えられる。今後、児童相談所全体で再発防止を図られていくと思われるが、双方の観点を分析し、今後、こどもが自身の心情や意見又は意向を自ら表明できるような支援につなげていってほしい。

《まとめ》

- ・一時保護施設基準条例が制定・施行されたことを契機として、こどもにとってよりよい一時保護所を作っていくことが、職員の重要な仕事になると思われる。条例施行によって開始された私物の持込への対応など、新たに生じる様々な課題に対して、真摯に向き合い努力されている。
- ・また、中央児童相談所一時保護所では、こどもの人権を守るために、職員同士が支え合い、日常的に意見交換ができ、対応に苦慮する事案に対しても、職員相互に解決を図っていく土壌がある。
- ・このように、こどもにとっての大切なものが何か、皆で共通理解を持ち、協力して各取組を実践することで、一時保護されたこどもたちが、心身ともに健やかに、安全・安心な生活が送れるように支援を継続して行ってほしい。

資料編

いちほごしょ せいかつ 一時保護所で生活しているみなさんへ

このアンケートには、「みなさんが一時保護所での生活をどのように感じているのか」を書いてください。

アンケートの内容は、ここでの生活を今後より良くしていくために使わせてもらいます。

このアンケートは一時保護所の職員が直接見ることはありません。一時保護所の外部評価委員（弁護士・医師・教育や地域のこどものために活動している方）が、一時保護所でのみなさんの生活がよりよくなることを話し合うために、このアンケートを見ます。

だれが答えたかわからないように、名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちをきかせてください。

※ あなたの名前を書く必要はありません。

※ 自分で回答することが難しい場合は、職員にお手伝いをしてもらって回答することもできます。（職員に声をかけてください）

※ アンケートを書き終えたら、一緒に渡した封筒に入れて（テープをはがして封をして）職員に渡してください。

あなた自身について教えてください

問1 性別は。（1つだけ）

1. 男	2. 女
3. その他（ ）	4. 答えたくない

問2 年齢は。（このアンケートを回答した日の年齢）

	さい 歳
--	---------

問3 学年は。（このアンケートを回答した日の学年など）

1. 小学校（ ）年生	2. 中学（ ）年生
3. 高校（ ）年生	4. 就労中・求職中
5. その他または答えたくない	

問4 ここ（一時保護所）に来た日から今日で何日目ですか。

1. 2週間以内	2. 1か月以内
3. 2か月以内	4. 3か月以内
5. 1年以内	6. 1年以上

ここでの生活について教えてください

問5 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか（○は1つだけ）

1. された 2. 覚えていない 3. されなかった

問6 あなたがなぜここで生活をするようになったのか、その理由を説明されましたか。
（○は1つだけ）

1. された 2. されたが、わからなかった 3. されなかった

問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないか、今どのような状況なのか、この職員や児童相談所の職員から話をされましたか（○は1つだけ）

1. された 2. されたが、わからなかった 3. されなかった

問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。
（○は1つだけ）

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 聞いてもらえた | 2. まあ聞いてもらえた |
| 3. あまり聞いてもらえなかった | 4. 聞いてもらえなかった |

問9 この職員や児童相談所の職員から、「こどもの権利」について説明されましたか。
（○は1つだけ）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. された | 2. されたが、わからなかった |
| 3. されなかった | 4. 覚えていない |

問10 この職員や児童相談所の職員で、あなたがなんでも話せる人はいますか。
（○は1つだけ）

1. いる 2. いない 3. わからない

問11 ここでの生活で、職員の人たちに大切にされていると感じることはありますか。
（○は1つだけ）

1. よくある 2. 少しある 3. あまりない 4. まったくない

問12 自由に過ごせる時間は多いですか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------|---------|
| 1. 多い | 2. まあ多い |
| 3. あまり多くない | 4. 多くない |

問13 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。(○は1つだけ)

1. ある	2. ない
具体的にどのようなことか 書いてください	

問14 外出や面会、電話など、あなたの希望は聞いてもらえていますか。
(○はあてはまるものすべて)

(1) 外出
1. 希望を聞いてくれて、実際にできた 2. 希望は聞いてくれたが、実際にはできなかった
3. 希望を聞いてくれなかった 4. 希望したかったが言わなかった 5. 希望したいと思わなかった
(2) 面会
1. 希望を聞いてくれて、実際にできた 2. 希望は聞いてくれたが、実際にはできなかった
3. 希望を聞いてくれなかった 4. 希望したかったが言わなかった 5. 希望したいと思わなかった
(3) 電話
1. 希望を聞いてくれて、実際にできた 2. 希望は聞いてくれたが、実際にはできなかった
3. 希望を聞いてくれなかった 4. 希望したかったが言わなかった 5. 希望したいと思わなかった

問15 ここから学校に通っていますか。(○は1つだけ)
(○はあてはまるものすべて)

1. 今まで通っていた学校に通っている。
2. 今まで通っていた学校と違う学校に通っている
3. 通っていない

問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べてわかりやすく教えて
られていますか。(○は1つだけ)

1. わかりやすい	2. 少しわかりやすい
3. 少しわかりにくい	4. わかりにくい

問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。(○は1つだけ)

1. 楽しい	2. まあ楽しい
3. あまり楽しくない	4. 楽しくない

問18 食事はおいしいですか。(○は1つだけ)

1. おいしい	2. まあおいしい
3. あまりおいしくない	4. おいしくない

問19 食事の時間は楽しいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 楽しい | 2. まあ楽しい |
| 3. あまり楽しくない | 4. 楽しくない |

問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。(○は1つだけ)

1. 嫌なことや困っていることがある	2. ない
--------------------	-------

具体的にどのようなことか
書いてください

例) 部屋、服、入浴(お風呂)、友だち、職員のことなど

問21 不安なことや困ったことなどがあつたときに職員に相談できましたか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. できた | 2. できなかった |
| 3. 相談することがなかった | |

問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。(○は1つだけ)

1. うれしかったことがある	2. ない
----------------	-------

具体的にどのようなことか
書いてください

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. よかった | 2. まあよかった |
| 3. あまりよくなかった | 4. よくなかった |

問24 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

--	--

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票を封筒に入れて(テープをはがして封をしてください)、職員に渡してください。

児童相談所一時保護所外部評価 評価基準

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

項目数ごとの評価ランク

7項目中✓がついた項目が、全て…A／3～6…B／2以下…C

6項目中✓がついた項目が、全て…A／3～5…B／2以下…C

5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C

4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C

3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C

2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C

1項目中✓がついた項目が、全て…A／0…B・C（未達の程度によりB・Cを判断）

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

No.	判断基準	児相評価	委員評価
[No. 1]	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか		
1-1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している		
1-2	理念・基本方針が職員に周知している		
1-3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている		
1-4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている		
1-5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している		
1-6	理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある		
評価基準	6項目中✓がついた項目が、全て…A／3～5…B／2以下…C		
評価の視点・ポイント	<p>一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものです。</p> <p>また、こどもの安全確保のみならず、こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うこと、こども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が必要とされています。</p> <p>本評価項目は、一時保護の基本的な考え方を、一時保護に関わる職員で正しく理解し、共有できているかを確認するものです。一時保護施設に着任した職員に、一時保護施設についてどのような説明をしているかがポイントの1つです。</p>		
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)		
委員メモ			

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 2]	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか				
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、子どもの安全の視点で判断している				
2-2	子どもをあたたかく迎え入れている				
2-3	子どもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている				
2-4	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている				
2-5	保護者との分離や喪失等を体験した子どもに対して適切な支援・対応を行っている				
2-6	子どもが見られたり、知られたいと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている				
2-7	子どもが職員に監視されていると感じないようなかかわりをしている				
評価基準	7項目中✓がついた項目が、全て…A／3～6…B／2以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護の多くは、子どもを一時的に家族や友だちなどから引き離すものであり、学校等の慣れ親しんだ生活の場や環境から突然に遮断されるため、子どもにとって精神的にも大きな不安を伴うものです。それまでしんどい思いの中で頑張ってきた子ども、これからのことに大きな不安や混乱を抱えている子どもにとって一時保護施設が「安心できる場所」となるために、一時保護施設の職員が大切すべき視点を着眼点に記載しています。</p> <p>まずは、子どもをあたたかく迎えてあげることができているか。一時保護施設の職員が子どもと最初に出会った時に、どのように声をかけているか、いきなり一時保護施設のルールについての説明をしたりせずに、子どもが落ち着けるような工夫がされているかがポイントです。</p> <p>また、一時保護施設での生活では、「常に職員の目があり、ずっと見られている、何かするのではないかと監視されているように思う」という子どもの意見があります。見守られているのではなく、見張られていると感じさせてしまうような雰囲気になっていないかも確認ポイントです。子どもにとっての安心できる場所とはどういう場所かについて、職員がどのように考えているかが重要です。</p> <p>「プライバシー」は、個人情報のことだけではなく、「見られたり、知られたいくないこと」も含みます。洗濯や着替えの場面など、職員自身が見られたり知られたいくないと感じることは、子どもも同じという意識をもって、子どものプライバシーへの配慮が必要です。</p> <p>定員超過でも受け入れざるを得ない状況もありますが、定員を超えた子どもを受け入れることは、入所中の子どもの生活環境や一時保護施設内の子どもの権利擁護にも影響が出る可能性があります。「定員超過でも受け入れてくれる」ということは保護を求める側からするとプラスの評価になりがちですが、状況によっては子どもの安心安全な生活環境等を損なう場合もあることを踏まえ、所内保護が適切なのか、一時保護施設としての見解を相談部門に伝えることも重要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 3]	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか				
3-1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている				
3-2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>不適切な養育を体験したこどもは、様々な心身の不調を抱えており、それが要因となって対人トラブルを起こしたり、生活が不安定になったりすることも少なくありません。非行を理由とした一時保護であっても、その背景には虐待等の不適切な養育がある可能性を意識した支援や行動観察が必要です。</p> <p>こころのケガには、それに対する正しい理解に基づく適切なケアが大切であり、間違った対応はこどもの傷つきをより深刻なものにしてしまう可能性があります。こころのケガを経験したこどもとその支援者が、トラウマとその影響について理解しながらかわっていくことがトラウマインフォームドケア（Trauma-Informed Care：TIC）であり、一時保護施設の職員には、TIC についての理解が必要です。</p> <p>一時保護施設における TIC に関する取組みや、職員のこどもへの向き合い方、行動観察の視点の中に、TICの視点や考え方がどの程度浸透しているかがポイントです。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 4]	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか				
4-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている				
4-2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している				
4-3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている				
4-4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>こどもの良いところを探せているか、またそれをこども本人に伝えたり、その良いところを伸ばしていけるようにするなど、こどもが自信をもてるような支援が行えているかを確認する項目です。こどもの日々の記録や観察会議やケース会議等において「良いところ」に着目した話があるかなどが確認のポイントです。</p> <p>また、自分の意見を言ってもよい、意見を受け止めてもらえる、という経験は、自分の考えや思いを表現することの大切や自信につながり、一時保護解除後のこどもの支えにもなっていきます。そういう機会の大切さの理解と、それをどのように工夫しながら実践しているかを確認します。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 5]	個別支援を適切に行っているか				
5-1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている				
5-2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護ガイドラインにおいて、「一時保護中のこどものケアの大前提は個別ケアである」とされています。1つ目は、こどもの生活を構造化し、見通しを持たせることで安心感を提供するためのツールとしての日課が、一律に集団生活を押し付けるものとなっていないか、という点です。集団から離れたい子どももいます。離れたい時もあります。日課通りに生活しないと罰則がある等、強制的な集団生活は見直しが必要です。</p> <p>2つ目は、こどもの状況やニーズに応じた個別的な支援が行えているかです。こどもの意向や課題を把握できているか、それらに対して必要な支援が考えられ、実行されているか、一時保護施設におけるこどもへの支援方針の中にどのような「個別支援」が組み込まれているかがポイントです。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 6]	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか				
6-1	こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している				
6-2	こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している				
6-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている				
6-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ・ ポイント	<p>こどもが自身の権利を理解し、その権利を行使できるよう支援することが児童相談所に求められている役割です。そのためこどもが理解しやすいよう工夫された「権利ノート」があるか、その内容は適切か、権利ノート等を用いてこどもに対してきちんと説明がされているか、こどもは理解できているか、が確認のポイントです。また、権利ノート等は、こどもに配付し、こどもがいつでも確認できるようにすることが大切です。</p> <p>こどもの権利について主で説明するのは児童福祉司かもしれませんが、児童福祉司からの説明をこどもが理解できるかを確認し、理解できていない場合には、一時保護施設の職員が、こどもが理解できるようサポートすることが必要になります。児童福祉司との連携のもと、こどもに対して適切な説明が行われ、こどもが理解できるよう工夫がされているかが重要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 7]	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか				
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている				
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある				
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている				
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている				
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもが意見や意向を表明できる機会や手段、相談先などの選択肢を多くつくり、こどもが意見や意向を表明しやすい方法を選択できる環境をつくれているかが大切です。また、意見箱に意見がはいっているか、こども会議などでこどもが意見をいえているか、こうしてほしい、こうしたいという希望や要望が実際に出ているかも重要です。</p> <p>意見箱はこどもが意見をいれやすいように、各一時保護施設で様々な工夫がされています。（意見がなくても全員が意見用紙を意見箱に入れる時間を設ける／誰にも見られずに意見が出せるよう意見箱をトイレに設置する／各居室に1つ設置し、決まった日に意見箱ごと全員が出す等）こども会議も、こどもたちが話したくなるようなテーマを設定したり、こどもたち自身で何を話したいかを出してもらおうなどの工夫が必要です。</p> <p>意見箱がなかったり、意見箱はあるけれど意見が入らない理由について、「何でも職員に話をしてくれるから」という一時保護施設がありますが、こどもはそう思っていないかもしれません。また、「職員が忙しそうだから話しかけにくい」と遠慮しているこどももいます。「意見等を言えていないこどももいるかもしれない」という発想で、こどもが意見や意向等を表明しやすい環境づくりに取り組むことが大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 8]	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか				
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している				
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全ての子どもにとって使いやすい仕組みになっている				
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>児童福祉法第2条において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されており、その趣旨を実現するために、子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援する仕組みが必要であることから、「意見表明等支援事業」が法定化されました。</p> <p>アドボケイトの役割は、子どもの立場に立って、子どもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、子どもの意見・意向を意見聴取等により把握し、子どもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）ものです。</p> <p>一時保護施設にアドボケイトが来ているか、子どもが利用しやすいようどのような工夫がされているか（利用することへの心理的なハードルを下げるような工夫がされているか）がポイントです。また、アドボケイト以外にも、児童相談所以外の子どもの権利擁護委員会等の外部機関に相談できるような仕組みをつくり、様々な形で子どもの声を受け止められるような工夫が求められています。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 9]	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか				
9-1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、子どもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている				
9-2	一時保護の決定にあたり、子どもの意見や意向を聞いている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>この項目では、子どもへの説明がなされたかではなく、子どもが理解できているか、を確認であることがポイントです。</p> <p>一時保護の理由や目的については、最初に児童福祉司による説明がなされますが、説明を受ける子どもは一時保護施設に来た直後の不安と混乱の中、心ここにあらずの状態であるかもしれません。</p> <p>一時保護施設には、子どもがその説明を理解できているか、納得できているか、わからなかったところはないか、また一時保護にあたって子どもがどのような思いをもっているか等を確認し、必要に応じて一時保護施設職員から再度説明したり、児童福祉司と改めて話ができる場を設定するなど、子どもの理解や納得を得られるようにするためにサポートする役割があります。</p> <p>なお、子どもに対し、約束事項などについて「説明を受けました」「約束を守ります」という署名を求めることはすべきではありません。拒否することを想定せずに当然に求める署名は、説明の機会を持ったことの証拠づくりではなく、子どもが十分な説明を受けて理解したことにはならないからです。また、後に、子どもが署名をしていたことを理由に約束違反などを咎める場合に利用するとなれば、ルールを守らせるための手法であっても、子どもからすると従わざるを得ない状況での署名を根拠とした強要・強制でしかありません。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 10]	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか				
10-1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている				
10-2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	No. 9と同様に、今後の見通し等についての説明も、児童福祉司の役割ですが、その説明についてこどもはどう感じているのか、疑問や不安、不満はないのか等について、こどもが日常的に話をし、信頼できる一時保護施設の職員がこどもの気持ちを確認することが大切です。こどもとの話から、気づき等があれば児童福祉司等と共有し、こどもの気持ちに寄り添うかかわり方を児童福祉司等とともに考えます。 また、一時保護施設の職員には、こどもの見通しを踏まえて、こどもの生活をこどもと一緒に考えていく、こどもが今後の生活について自分の考えを述べられるよう支援する役割も求められています。				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 11]	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか				
11-1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている				
11-2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている				
11-3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している				
11-4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	No. 9、10と同様に、一時保護解除についてこどもに説明することは児童福祉司の役割ですが、その説明についてこどもがどう感じているか等は、こどもが日常的に接している時間も長く、話しやすい、信頼できる関係性ができているであろう一時保護施設の職員の方が把握しやすいと思われます。 一時保護解除にあたって、不安や疑問を抱えているこどもも多くいます。一時保護施設としてこどもの気持ちに寄り添いながら、こどもが納得感、安心感をもって、一時保護施設退所後の生活に移行していくための支援が必要であり、児童福祉司等と協働した対応が求められています。				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 12]	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか				
12-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っている				
12-2	子どもが安心して話せるよう配慮している				
12-3	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ・ ポイント	<p>子どもからの聞き取りを行う際には、子どものペースを尊重した、非誘導的な受け答えによって進めていく必要があります。また、誰がいつ、どのように行うのが子どもにとって適切か、十分な検討が必要です。</p> <p>子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話せるようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」という、信頼できる大人として認識してくれるような関係性が必要であり、一時保護施設の職員には、日々の生活の中で子どもにとってそういう存在になれるよう、子どもの気持ちに寄り添った対応が求められています。</p> <p>なお、被害事実については、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける必要があります。司法面接のトレーニングや面接技法の研修を受けるといった取組みも大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 13]	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか				
13-1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている				
13-2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している				
13-3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている				
13-4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している				
13-5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護ガイドラインでは、一時保護の在り方として、「こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行う」とされています。</p> <p>一時保護されたこどもが、現在の状況に対してどのように感じているのか、今後どのような生活を望んでいるのか等が確認できているか、記録として残されて一時保護施設の職員間また児童福祉司等と共有できているかが1つ目のポイントです。</p> <p>そして、それが援助方針会議で共有されているのかが2つ目のポイントです。援助指針（援助方針）に「こどもの意見・意向」の欄を設ける等により、児童相談所としてこどもの意見・意向をまずは受け止める、という意識・姿勢が重要です。</p> <p>また、援助方針会議の結果、こどもの意見や意向を踏まえてどのような援助指針（援助方針）となったのか、こどもにどのように説明しているかが3つ目のポイントです。特に、こどもの意見や意向と異なる判断となった場合には、児童福祉司と一時保護施設職員と協働し、こどもに誰がどのように説明するのが適切かを検討したうえで対応することが大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 14]	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか				
14-1	子どもから出された意見等に対して、速やかに子どもにフィードバックをしている				
14-2	子どもから出された意見等を受け止め、子どもがまた意見を出そうと思える対応をしている				
14-3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したことも配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている				
14-4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>No. 7の通り、一時保護施設には、「子どもが意見や意向等を表明する仕組み」が必要ですが、子どもが「意見を言おう」と思えるようにするためには、出された意見に対してどう対応するかが重要です。不適切な養育環境で育った子どもは、「言っても無駄」「希望や意見を言うと怒られる」と思っているなど、意見を出すことに否定的であったり、意見を言ってもよいかわからないことがあります。そのため、こどもの希望の全てを叶えることは難しいかもしれませんが、出された意見のうち1つでも叶えることで、「意見を言えば受け止めてもらえる」と思えるようになり、こどもの意見を出そう・言おうと思えるようになるかもしれません。意見を言いつらい子どもにとっては、他の子どもが出した意見がどのように受け止められるのを知る・感じられることも重要です。また、子ども会議や意見箱で出された意見は、大人の気づきや振り返りの機会としてしっかり受け止めることが大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

3. 一時保護施設における権利制限

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 15]	通信、面会等に関する制限は適切か				
15-1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている				
15-2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している				
15-3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している				
15-4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している				
15-5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護中のこどもの保護者等との、通信や面会を制限する場合に、こどもに対して事前にその理由について十分に説明して理解を得られるようすること、また、その制限に対してこどもが不満や不服がある場合には、なぜ必要なのかを丁寧に説明して納得が得られるように努める必要があります。</p> <p>一時保護中のこどもの中で、保護者等との通信や面会の制限がされているケースについて、その制限の必要性について一時保護施設としても理解ができるものか、こどもの意向や納得感を得られているか、定期的に見直されているか等、最小限かつこどもの意向を可能な限り尊重する対応となっているかがポイントです。</p> <p>また、通信・面会の制限について、その理由やこどもや保護者の意向、対応の記録がしっかり残されているかが重要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 16]	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか				
16-1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない				
16-2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている				
16-3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない				
16-4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている				
16-5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている				
16-6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している				
評価基準	6項目中✓がついた項目が、全て…A／3～5…B／2以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもは一人ひとりに権利があります。一時保護施設にある様々な生活上のルールは、権利をもつこどもがお互いの権利を守るため、権利の衝突を避けたり、調整するために存在するものです。</p> <p>一時保護ガイドラインでは、「生活上のルールについてもこどもの権利制限に当たりうる」と明記されており、こどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的な点検・見直しが求められています。</p> <p>なぜそのルールがあるのか、こどもに聞かれたときに、職員自身が納得のいく説明ができるかどうかが見直しすべきルールかどうかを見極める1つのポイントです。また、新任職員が疑問に思うルールも本当に必要なのかを改めて考えるべきルールの1つです。一時保護施設において見直すべきと考えられるルールがどの程度あるか、それらのルールを一時保護施設としてのどのようにとらえているかがポイントです。</p> <p>一時保護施設の職員が、生活上のルールを「こどもの権利制限に当たりうる」と認識しているかどうか重要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 17]	個別対応は適切に行っているか				
17-1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない				
17-2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている				
17-3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している				
17-4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもの状況によっては、集団から分離した個別の対応を必要とするケースがありますが、その理由が適切なかが重要となります。</p> <p>「〇〇ができなかったら居室で過ごしなくてはならない（集団活動には参加できない）」など、こどもに罰を与える手段として安易に個別対応を持ち出していないかがポイントです。</p> <p>また、感染症対策などで集団から分離せざるを得ない場合がありますが、その期間や方法は最小限となっているか、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている状況にあるかが重要です。管理上仕方がないではなく、自分が同じ状況に置かれたときに耐えうる生活の質・環境なのかを想像することが、適切な対応といえるかを判断する大切な視点です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 18]	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか				
18-1	こどもが私物を所持できることを基本としている				
18-2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している				
18-3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護ガイドラインでは、私物は持ち込める、所持できるが基本であり、そのうえで合理的な理由がある場合には禁止にすることが可能、という考え方であり、所持を禁止する私物を最小限にするよう努めることとされています。</p> <p>「合理的な理由」については、こどもに説明できるものがポイントです。また、私物を持ち込むことでの破損や紛失等の可能性については、こどもに十分に説明をしたうえで、こども自身が所持するかを選択できるようにする、また破損や紛失を防ぐために、居室の中だけで利用するなど、こどもと一緒に考えることが大切です。スマートフォンについても、こどもが所持することでどのようなリスクがあるのかをこどもに対して説明することが重要です。こどもがスマートフォンを使いたい理由が、動画をみたいということであれば、タブレットで代替することも可能です。どうしても連絡を取りたい人がいる場合には、一時的に利用できるようにする対応も必要かもしれません。スマートフォンについては、一時保護施設の中で所持できているか否かの視点だけでなく、一時保護施設としてこどもの希望にどう向き合い、対応しているかが重要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 19]	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか				
19-1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している				
19-2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している				
19-3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている				
19-4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>被措置児童等虐待やその他の被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為とは何か、職員が理解できていることが1つ目のポイントです。当該行為が発生した場合（発生している可能性があると感じた場合）の対応方法とあわせて、職員研修等の取組みが必要です。</p> <p>2つ目のポイントは、被措置児童虐待等とは何か、もしそう感じるがあった場合にすぐに職員に相談してほしいこと、外部の機関に通告等ができることなどについて、入所時にこどもに対してきちんと説明しているか、です。こどもの権利ノートなど、こどもが所持できるものの中に明記されていることが必要です。</p> <p>なお、こどもから一時保護施設以外の場所でのいじめや性暴力等があった、という話があった場合には、関係機関に連絡を行う等、その防止に向けた対応も求められています。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 20]	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか				
20-1	子ども同士での権利侵害が起こらないように、子どもへの権利教育を行っている				
20-2	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている				
20-3	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している				
20-4	子ども同士での権利侵害等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>子どもに対して子どもの権利について説明する際には、「他の子どもにも同じ権利があること」についても説明し、子ども同士でお互いの権利を守ることの大切さを子どもに伝える必要があります。また、子ども同士での暴力や暴言等があった場合には、すぐに職員に相談するよう伝えます。子どもから相談を受けた場合に、どのように対応するのかをあらかじめ決めておくことが重要です。</p> <p>なお、暴力や暴言等があるのが、小さな子どもだから、障がいがあるから、などを理由に、他の子どもの権利侵害を容認してはいけません。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 21]	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか				
21-1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない				
21-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもの生まれ育った国や家庭環境等により、特別な対応を必要とするこどももいます。こどもから、食事の制限や、お祈りの時間などの日課の希望がある場合には、できるだけそれを尊重した個別的な対応ができるよう工夫する必要があります。</p> <p>なお、そのようなこどもを受け入れた経験がない一時保護施設では、そういったこどもの入所があった場合にどのように対応を行うか、を検討しておくことが大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 22]	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか				
22-1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている				
評価基準	1項目中✓がついた項目が、全て…A／0…B・C（未達の程度によりB・Cを判断）				
評価の視点・ポイント	<p>ジェンダーアイデンティティのこどもがいつ保護されてくるかわかりません。また、こどもが自ら知らせず、一時保護されてから気づく場合もあります。</p> <p>その時に備え、居室や生活の場所、服装など、どのような対応ができるかを検討していくことが重要です。特に、男女の生活空間が完全に分離されている一時保護施設においてはあらかじめ検討しておく必要があります。ジェンダーアイデンティティのこどもといっても、こどもの指向や意向は様々です。こどもの意向を確認しながら対応することが大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 23]	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか				
23-1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている				
23-2	ユニットを整備している				
23-3	個室を提供している				
23-4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている				
23-5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>23-2～4の着眼点は、建物や設備に関するものであり、基準に適合するために建物の建替えや改修等を必要とする場合には、数年単位での検討・対応が必要となるため、いずれかを満たしていないことだけを理由にNo.23の評価を決めるものではありません。</p> <p>自治体として、基準を満たす建物にしていく計画があるかどうか、また、現建物においても基準の趣旨を踏まえた工夫をすることが大切です。</p> <p>ユニットの整備に努めることとされている理由は、「個別的な対応ができるようにする」ことや「こどもができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう」にすることです。個室についても「混合処遇の弊害の解消」や「こどもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できる」ようにする目的もあります。建物や設備による制約は様々ありますが、だからこそその中で少しでもよい環境となるよう、一時保護施設の工夫が必要です。</p> <p>一時保護施設の定員超過については、一時保護施設だけではどうすることもできませんが、定員超過はこども一人ひとりと向き合える時間が少なくなるなど、一時保護施設内でのこどもの権利擁護に影響が出る可能性があります。一時保護中のこどもの権利擁護の観点から、定員超過による課題を相談部門と共有し、一時保護施設側の受入れ体制の見直しや定員超過を解消するための施策について、主管課を含めた検討につなげていくことが必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 24]	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか				
24-1	子どもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している				
24-2	子どもの生活空間のプライバシーに配慮している				
24-3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している				
24-4	家庭的な環境となるよう工夫している				
24-5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している				
24-6	必要な修繕等を行っている				
24-7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している				
評価基準	7項目中✓がついた項目が、全て…A／3～6…B／2以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設は、子どもが安全に生活できる場所であるとともに、子どもにとって安心できる居心地のよい場所ではなくてはいけません。職員にとっては職場ですが、子どもにとっては生活の場です。その視点で、子どもの居室や共有スペースが居心地のよい場所となっているかを考えることが重要です。</p> <p>居室などの自分のプライベート空間が、自分の部屋、自分の場所と思えるような工夫がされているか、共有スペースの備品の置き場所や置き方、張り紙等が生活の場にふさわしいものになっているかがポイントです。</p> <p>また、職員が外から居室の中をのぞける構造になっていたり、子どもの許可無しに居室に出入りすることは、子どものプライバシーが守られているとはいえません。子どもにプライバシーに配慮した環境・対応が必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

2. 職員体制・職場環境

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 25]	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか				
25-1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている				
25-2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている				
25-3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている				
25-4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>児童相談所長が一時保護施設の管理者の場合、所長が一時保護施設の運営にどのようにかかわっているか、実態として一時保護施設のマネジメントを誰が行っているのか、各々の役割や責任等が明確になっていることが大切です。指導教育担当職員については、他の職員は指導教育担当職員が誰なのかを認識できているか、一時保護施設内のスーパーバイズを誰がどのように行っているかがポイントです。指導教育担当職員以外にもスーパーバイズが行うことができる職員がいる体制は望ましいですが、スーパーバイズは指導教育担当職員の重要な役割です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 26]	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか				
26-1	受入れをするこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している				
26-2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている				
26-3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている				
26-4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設の設備及び運営基準に基づく職員が必要数配置されていることは最低条件です。次に、各職種の役割が明確になっており、かつそれが共有されていること、また看護師や心理療法担当職員がその役割を果たせる勤務となっているか（シフト要員になってしまっていないか）も重要です。定員超過が慢性化している場合には、実際のこどもの数に応じて必要な職員の加配がされているかも重要なポイントになります。</p> <p>学習指導や調理などを委託している一時保護施設においては、その内容や質に問題のない、必要な体制が組まれていることが必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 27]	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか				
27-1	夜間に 2人以上の職員がいる				
27-2	ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1人以上の職員を配置している				
27-3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある				
27-4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>入所直後のこどもは、夜間に不安定になることもあるため、適切な対応ができる職員体制とすることが必要です。また、夜間にしかわからないこどもの行動や状況等もあり、夜間の行動観察も重要です。これらのことができる夜間の体制が確保されているかがポイントです。</p> <p>なお、夜間の職員を、「夜勤」ではなく「宿直」としている場合には、労働基準法の宿直の範囲を超えた勤務となっていないか確認する必要があります。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 28]	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか				
28-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている				
28-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている				
28-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している				
28-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある				
28-5	職員が外部研修を受講している				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護されたこどもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護施設職員の資質向上のための取組みが不可欠です。</p> <p>1つ目のポイントは、研修すべきテーマを適切に選定した計画的な研修を実施できていることです。継続的に研修すべきテーマや法改正等の押さえておくべきテーマが取り入れられているかも大切です。職員が講師になる所内研修もあれば、都道府県主催で実施する研修、リモートで外部講師に研修してもらう方法、職員が外部の研修を受講していく等、様々な方法があるので、各一時保護施設の状況に応じて、外部の資源を上手く活用しましょう。</p> <p>2つ目のポイントは、会計年度職員なども含めた全職員を対象とする研修の実施です。一時保護施設はシフト制のため、全職員が一堂に会して行うことは難しいですが、こどもの学習の時間を活用したり、月1回は職員会議や研修の日として設定して全職員が出勤する日をつくるなど、できるだけ多くの職員が参加できるような工夫をしている一時保護施設もあります。正職員だけでなく、会計年度職員なども含めた全職員が学べる機会をつくることが重要です。</p> <p>3つ目は、新任職員向けのしっかりとした研修があるか、着任後のフォロー体制があるかです。全てをOJTに頼るのではなく、OJTでの学びを振り返る、サポートする支援体制が必要です。</p> <p>4つ目は、職員が自身の資質向上に取り組みやすい、研修を受けやすい職場環境、雰囲気等があるかです。外部研修を勤務時間内で参加できるか、費用は自己負担かなど、現状は自治体によって様々です。</p> <p>5つ目は、職員一人ひとりの育成計画があるかになります。職員によって持っている経験やスキル、得手不得手も様々ですので、個々の職員にあった育成をしていく取組みも必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 29]	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか				
29-1	適正な就業状況を確保している				
29-2	職員の健康管理を適切に行っている				
29-3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている				
29-4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ・ ポイント	<p>「適切な就業環境」かの視点としては、以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間が確保できているか ・慢性的な長時間勤務となっていないか ・有給休暇の取得はできているか ・休暇の日はしっかり休めているか（頻繁に緊急対応の相談連絡を受けなければいけなかったり、夜間の問い合わせ対応のための電話を常に所持している等の状況ではないか） <p>一時保護施設は、職員によって精神的な負担も大きい職場です。こどもの権利を守る職場には、そこで働く職員を守るための職場環境づくりが必要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

3. 情報共有・関係者間連携

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 30]	一時保護施設全体がチームとして運営できているか				
30-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある				
30-2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である				
30-3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>こどもの入退所が多く、様々なこどもが生活する一時保護施設では、日々、予定外のことや緊急対応を必要とするなどが起こります。またシフト制のため、自分の勤務時間以外の状況も想像しながら対応することが必要です。そのため、職員には他の職員や一時保護施設内の状況をみながら、必要に応じてフォローし合う意識をもつこと、職員が声を掛け合い、互いに支え合える雰囲気づくりなど、「チーム」として機能させることが大切です。</p> <p>職員間での情報の引継ぎは、朝・夕の申し送り会議で実施している一時保護施設が多いですが、その方法や時間は様々です。申し送り会議は、多くの職員が集まる貴重な時間であると同時に、こどもへの対応が手薄になる時間でもあるため、効率的かつ効果的な会議とすることが大切です。記録で確認できること、口頭で共有する必要があること、意見交換等を必要とすることが整理され、会議の目的・論点が明確になっているかがポイントです。また、同じ内容を何度も引き継ぐ必要のないよう、勤務体系や会議の実施単位（ユニット単位なのか、一時保護施設全体なのか等）などの工夫も必要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 31]	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか				
31-1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある				
31-2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護施設の職員と、児童福祉司や児童心理司などの相談部門の職員間で、日常的なコミュニケーションができて内容・質は、一時保護施設と相談部門の距離感として表出します。</p> <p>相談部門と一時保護施設の役割分担が明確になりすぎて、お互いに口を出さない、出せないというような雰囲気がある場合は変えていかなくてはなりません。また、相談部門の職員が一時保護施設の役割を正しく理解できているかも重要です。お互いの役割を相互に理解したうえで、相乗効果を発揮することが「連携」です。</p> <p>なお、他の評価項目でも、相談部門との連携がポイントになっているものが多数あります。評価を行う際には、重複評価にならないよう、どこに課題があるのかを明確にすることが必要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 32]	情報管理を適切に行っているか				
32-1	個人情報を適切に取り扱っている				
32-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている				
32-3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている				
32-4	法令で認められている場合以外において、子どもに関する情報を外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ている				
32-5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	必要な情報が記録として残されているか、それらの記録等はいつでも確認できるように整理されているか、職員以外が見ることができないよう書類の掲示や保管がされているかなどがポイントです。特に、執務スペース内の掲示物やファイルの背表紙などの子どもに関する情報については、注意が必要です。				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 33]	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか				
33-1	子どもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある				
33-2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している				
33-3	AIやモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ・ ポイント	<p>一時保護施設には、子どもに関する情報や、日々の子どもの支援記録の他、職員会議や施設の運営に必要な記録等、様々な情報と記録があり、記録作成は職員にとって時間的・精神的に負担の大きい仕事です。一時保護中の子どもやその家族に関する情報は、常に一時保護施設と相談部門で共有する必要がありますが、共有のための仕組みや体制等が十分でないと、共有のために二度手間が生じるなど、職員の負担がより大きくなります。</p> <p>相談部門と一時保護施設の双方が入力・閲覧できるシステムの導入や、複数の職員が同時に入力・閲覧できるだけのパソコンの設置の他、様々なツールも開発されています。子どもへの支援の質の向上と職員の負担軽減の観点から、児童相談所としてのICTの活用は不可欠であり、主管課として積極的な推進が求められます。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

4. 関係機関との連携

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 34]	医療機関と適切に連携しているか				
34-1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている				
34-2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある				
34-3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	一時保護中のこどもに対し、必要な医療が行うための医療機関との連携体制があるかがポイントです。夜間や休日にも対応してもらえる医療機関や、児童精神科医の協力など、相談部門と連携しながら、医療機関とのネットワークを広げていく必要があります。				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 35]	警察等と適切に連携しているか				
35-1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している				
35-2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	警察と主に連携するのは相談部門かもしれませんが、一時保護中のこどもが無断外出した際の警察への協力依頼など、一時保護施設が直接かかわる場面もあります。必要なときにすぐに協力を依頼できるよう、警察の連絡先等を一時保護施設内で共有しておくことが大切です。 また、こどもへの事情聴取や現場検証等においては、こどもの心理的負担を軽減するための対応を警察・検察と調整する必要があります。相談部門が警察・検察との調整等をするにあたり、こどものことを最も理解している一時保護施設がこどもに寄り添い、こどもの不安や希望等を確認したり、こどもの状況やこどもの意向、配慮が必要なこと等を相談部門に伝えるなど、相談部門と連携しながら、こどもの気持ちに最大限配慮した対応を行うことが求められます。				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 36]	緊急保護を適切に行っているか				
36-1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）				
評価基準	1項目中✓がついた項目が、全て…A／0…B・C（未達の程度によりB・Cを判断）				
評価の視点 ・ ポイント	<p>一時保護施設の有する機能の1つが緊急保護であり、いつでも緊急保護ができるよう準備しておく必要があります。</p> <p>緊急保護時に子どもが利用できる居室があるか、夜間の緊急保護を想定した職員体制が確保されているかがポイントです。夜間の緊急保護の場合の相談部門のかかわり方や、他のこどもの生活に支障のない受け入れができる環境となっているかなども大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 37]	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか				
37-1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている				
37-2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている				
37-3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している				
37-4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している				
37-5	こどもが一人になれる時間や場所がある				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設における生活面のケアは、「日課」を柔軟に運用ながら、こどもの状況や意向等に応じてこども一人ひとりにあった支援が行えているかがポイントです。こどもの日課や役割・当番は一時保護施設により様々ですが、こどもによっては日課や役割・当番を負担と感じていることもあります。</p> <p>一時保護施設にいるこどもの背景は様々ですが、多くのこどもは権利侵害を受け、心身に傷を抱えて一時保護施設で生活しています。そのようなこどもたちにとって、一時保護施設は頑張るところではなく、心と身体の休息と回復の場である必要があります。毎日目標を立てて振り返りや反省等をする、日記を書かなくてはいけないなどの「日課」や、共有スペースの掃除当番の設定など、その必要性や目的を改めて検討することも必要かもしれません。</p> <p>また、一時保護施設での生活を通して徐々に生活習慣が身につくよう支援することも重要ですが、こどもの心身の状況に十分な配慮が必要です。</p> <p>なお、一時保護中のこどもからは「ひとりになれる時間がほしい」という意見も多く聞かれますので、生活の中でそのような時間がとれるようにしましょう。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 38]	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか				
38-1	子どもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している				
38-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加できるよう配慮している				
38-3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、子どもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる				
38-4	遊具や備品について定期的に点検している				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護施設におけるレクリエーションは、各施設で様々な工夫がされていますが、子どもからは「本やマンガ、DVDは見飽きた」「自由時間があってもやることがない」といった、「暇」という意見が多くあります。外出の自由が制限されている一時保護施設において、子どもが楽しみを感じる時間を持つことは、子どもの生活の質においてとても大切なことです。</p> <p>一時保護施設に来てよかったこととして、一時保護施設で初めてやってみたことや、できるようになったことをあげることもあります。一時保護施設のレクリエーションは子どもにとってそれだけ重要なものであるという認識のもとでレクリエーションの環境やプログラムを考えなくてはなりません。</p> <p>テレビゲーム、SwitchやDS、NetflixやAmazon Primeなどを導入している一時保護施設も多くあります。子どもがどんなレクリエーションをしたいと思っているのかを聞き、それをどう実現するかを考えることが大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 39]	食事を適切に提供しているか				
39-1	食事の安全・衛生を確保している				
39-2	食事を適時適温で提供している				
39-3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている				
39-4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）				
39-5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している				
39-6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている				
39-7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている				
評価基準	7項目中✓がついた項目が、全て…A／3～6…B／2以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもにとって、食事は生活の楽しみの1つです。おいしくて、あたたかい食事の提供はもちろん、食事を楽しめる雰囲気も大切です。コロナ下では、黙食や居室での個食とせざるを得ませんでしたが、「孤食」とならないよう注意し、みんなで食事を食べることの楽しさを知ってもらう工夫が必要です。</p> <p>また、こどもによって、アレルギーや好き嫌い、食事量など様々です。できるだけこどもの個別の事情に対応できるよう、定期的に調理員（調理業者）との協議の場を設ける等の取組みも必要です。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 40]	こどもの入浴は適切か				
40-1	入浴の回数や時間は適切である				
40-2	入浴時間帯は適切である				
40-3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設によって浴室の数は限られており、入所中のこどもの人数に応じて、一人あたりの入浴時間等を工夫する必要があります。しかし、おやつ後から夕食までの時間に入浴し、そこから寝間着で過ごすというのは、家庭生活ではない生活スケジュールです。</p> <p>その要因の1つに、職員が手薄になる時間帯の入浴を避けていることがあります。一人で入浴しても問題のないこどもは夕食後にするなど、家庭的な生活を意識した工夫も大切です。</p> <p>また年齢によっては、洗面、入浴などに必要な消耗品、備品等についても、「使いたいものがない」という意見もあります。こどもの意見を聞き、可能なものは揃えられるような工夫も必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 41]	こどもの衣服を適切に提供しているか				
41-1	衣服の清潔は保たれている				
41-2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している				
41-3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている				
41-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる				
41-5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である				
41-6	下着を提供する場合は、新品を提供している				
評価基準	6項目中✓がついた項目が、全て…A／3～5…B／2以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>衣服については、こどもが自分の着る服を選ぶことができるか、がポイントです。 こどもが季節や場所、活動の内容にあった適切な衣服を選べるよう支援することが大切です。私服を着るかどうかだけでなく、一時保護施設の服の中からこどもが着たい服を選べるような工夫が必要です。 なお、私服については、一時保護施設で洗濯することで傷んでしまう可能性があることをきちんと説明してあげましょう。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 42]	こどもの睡眠は適切か				
42-1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している				
42-2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>内閣府平成27年度子供・若者白書によると、こどもの就寝時刻の実態（平均）は小学生 21 時 57 分、中学生 22 時 55 分、高校生 23 時 42 分となっています。日常生活と大きく乖離することなく、十分な睡眠を確保できる就寝時刻を設定することが必要です。</p> <p>就寝時刻の目安は、小学生 21 時、中学生 22 時、高校生 22 時以降等ですが、こどもの体力的なことやたくさん寝たい子ども等様々な睡眠スタイルがありますので、就寝時間の幅を持たせ、子ども自身が自分にあった就寝時間を選択できる方が望ましいといえます。</p> <p>なお、小学生と中高生の就寝時刻を分けることで、中高生が職員と個別に話をする時間が確保しやすくなるというメリットもあります。</p> <p>また、こどもが入眠しやすく安眠しやすい環境となるよう、部屋の明るさや室温の調整や、寝具やぬいぐるみ等の持ち物等を工夫します。子どもによって寝やすい環境が違いますので、こどもの意向を聞くことが大切です。居室の場所や、居室の扉のしつらえによっては、執務室や廊下の明かりがもれてしまうことがありますので、カーテンをつけたりするなどの対策を講じる必要があります。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 43]	こどもの健康管理を適切に行っているか				
43-1	入所時にこどもの健康状態を把握している				
43-2	こどもの健康状態を適切に把握している				
43-3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている				
43-4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護にあたっては、こどもの健康診断を行うことが必要です。</p> <p>また、一時保護中の子どもについて日々の健康状態が確認されていること、体調不良時に速やかに医療機関を受診するなど、適切な対応が行う必要があります。</p> <p>こどもの健康管理における看護師等の医療職のかかわり方がポイントの1つです。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 44]	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか				
44-1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）				
44-2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている				
44-3	在籍校との連携を図っている				
44-4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設のこどもには、学校に行きたくないというこどもも多いですが、学校や友だちが居場所になっていたこどもにとって学校に行けないことはとても辛いことであり、学校に行けないことを理由に一時保護施設に行くことを嫌がったり、早く退所したいというこどももいます。学校に行けないことで授業についていけないのではないかと不安を感じているこどももいます。</p> <p>一時保護委託という選択を含めて学校に行けるようにするための検討がなされているか、通えないこどもについても在籍校から学習教材を取り寄せたり、リモートで授業を受けること等を含めて、学校の先生との定期的な面会ができるような工夫がされているか等、こどもの不安を少しでも軽減するための検討や調整を行うことが大切です。</p> <p>通学ができていないからマイナスの評価ということではなく、こどもが適切に教育を受けられるようにどのような取組みをしているかが重要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 45]	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか				
45-1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない				
45-2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている				
45-3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している				
45-4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている				
45-5	無断外出があった場合には、そのこども以外にも対しても適切な対応を行っている				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもの無断外出については発生予防が重要ですが、その行動の背景や要因を丁寧に探り、そのこどもが抱える課題に対して寄り添ったケアや必要な指導を行うという趣旨であり、無断外出ができないようにするというものではありません。</p> <p>大切なことは、仮に無断外出が発生した場合に、こどもの生命や身体を守るために必要な対策を講じることです。無断外出にあたり、こどもが飛び降りたりせずすむ動線の確保とそれについてのこどもへの説明や、無断外出発生時に速やかに気づき、保護できるような対応マニュアルの作成や警察との連携が必要です。</p> <p>また、戻ってきたこどもには、まずは無事に戻ってきてくれて安心したことや、職員みんなが心配したことを伝えます。こどもが落ち着いてからは、こどもの気持ちに寄り添いながら、どうして無断外出したくなったのかを聞き、どうすればよかったのか等の解決方法をこどもと職員で一緒に考えることが大切です。</p> <p>他のこどもの目の前で無断外出が起きた場合には、無断外出を目撃したことでの心の揺らぎを受け止め、もし心配なことや不安なことがある時にはいつでも職員が力になることを伝えます。その際、無断外出したこどもの話はしないようにしましょう。なお、無断外出があった後は連鎖反応が起こる場合がありますので、職員間で情報を共有し、普段よりも見守りを強化することも必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 46]	未就学児に対して適切な保育を行っているか				
46-1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている				
46-2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>「未就学児」といっても、こどもの年齢や状況は様々であるため、こどもに応じた遊びをとりいれる必要があります。年齢毎の一般的な発達の目安で判断するのではなく、そのこどもが望む遊びや遊具、備品を提供することが大切です。また、未就学児が理解しやすいよう、生活や活動について絵や図を用いて伝える等の工夫も必要です。こどもの年齢や発達による個人差がありますので、家具や備品等はこどもの体格にあわせたものを使うよう準備しておくことも必要です。</p> <p>思いや感情を言葉で表現することの難しい就学前のこどもについては、それらの遊び等を通して、こどもの表情や行動等の非言語の発出を見逃さずしっかりと受け止め、支援方針や援助指針（援助方針）につなげていくことが一時保護施設の職員に求められている役割です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

2. アセスメント・支援方針

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 47]	子どもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか				
47-1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している				
47-2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護開始時はもちろん、一時保護中のこどもについて、相談部門が新しく把握した情報を速やかに一時保護施設と共有したり、一時保護施設におけるこどもの様子や、こどもの意見・意向について、相談部門と適宜共有しながら、一時保護施設における支援方針や援助指針（援助方針）に反映していけるよう、密な情報連携を図ることが必要です。</p> <p>担当の児童福祉司、児童心理司と一時保護施設職員のケース会議だけでなく、お互いの記録等を双方が確認できるようなシステムを活用するなど、必要な時にすぐに確認できるような、環境面の整備も重要です。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 48]	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか				
48-1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている				
48-2	こどもの行動観察の結果を記録している				
48-3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護の有する機能の1つがアセスメントです。一時保護施設では、こどもの生活場面におけるこどもの様子や職員や他のこどもとのかかわりを通じてこどもの行動観察を行う必要があります。職員は、こどもの様々な言動に寄り添い、こどもと共にその「意味」を読み解くことが求められています。</p> <p>行動観察の記録は、①こどもの言動等の観察した事象、②その事象が生じた背景・理由として考えられること、③そのように職員が考えた理由（所見）、④そこで職員が実施したこと、を押さえて作成します。また、こどもの問題行動だけでなく、こどものストレングスについての行動観察も大切です。</p> <p>観察した事象だけの記録、こどもの課題のみを探すための行動観察は、一時保護施設における行動観察としては不十分です。こどもの行動観察記録を確認し、行動観察の視点や記録の書き方等が適切であるかが確認のポイントです。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 49]	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか				
49-1	観察会議を適切な頻度（原則として週 1回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている				
49-2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>日々の行動観察をもとに、観察会議を実施し、行動診断を行います。</p> <p>こどもは職員によって見せる顔が違ふことがあります。職員や職種によって、こどもを観察する視点も違います。その様々な行動観察の結果を職員間で共有して、行動診断を行うのが観察会議であり、担当の児童福祉司、児童心理司、一時保護施設職員のみで行う個別のケース会議とは異なるものです。</p> <p>行動観察の結果を踏まえた援助指針（援助方針）の検討につなげるとともに、援助指針（援助方針）を見据えた一時保護施設での支援方針の検討が行えるよう、観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているかも重要なポイントです。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 50]	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか				
50-1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している				
50-2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている				
50-3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設におけるこどもへの支援にあたっては、職員が別々に自分の考えで支援を行うのではなく、一時保護施設として立てた支援方針に基づいて行われる必要があります。</p> <p>入所時のアセスメント、行動診断や援助指針（援助方針）などに基づき、一時保護施設としての支援方針を定め、児童指導員、看護師、保育士、心理療法担当職員、学習指導員等のそれぞれの役割・こどもへのかかわりを具体的に共有して支援を行います。</p> <p>一時保護施設の退所後に、こどもが自分自身を守ったり、自分の気持ちを伝えたり、助けを求めることができるような正しい知識や力をつけていくことも意識して、支援方針を検討することが大切です。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 51]	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか				
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている				
51-2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している				
51-3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>援助指針（援助方針）の策定は相談部門の担当ですが、援助指針（援助方針）を策定するにあたっては、一時保護施設におけるこどもの様子や、こどもの意見・意向等を相談部門と共有し、それらも含めた総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定する必要があります。</p> <p>その策定過程や、援助指針（援助方針）を決定する援助方針会議の場に一時保護施設の職員も参加し、一時保護施設の見立てもしっかり反映できるような仕組みとすることが大切です。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 52]	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか				
52-1	こどもの変化に応じた支援を行っている				
52-2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護中のこどもの変化にあわせて、一時保護施設における支援方針を見直していく必要があります。</p> <p>こどもの変化の内容によっては、援助指針（援助方針）の見直しも必要かもしれません。また、一時保護期間が長期化しているこどもについては、こどもの様子等を相談部門に伝え、こどもにとっての最善の方法を児童相談所として検討していくことが大切です。</p> <p>支援方針や援助指針（援助方針）の見直しをどのように行っているか、行えているのかがポイントです。</p>				
児相コメント	（自己評価の補足説明、事例等）				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 53]	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか				
53-1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている				
53-2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している				
53-3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>こどもによっては、離れて暮らす家族が自分をどう思っているのか、家族はどうしているのかを心配している場合もあります。こどもが希望する場合に、こどもに対して家族の様子を伝えることができているか、できていない場合にはその理由がこどもにきちんと説明されているか、が1つ目のポイントです。</p> <p>また、家族の様子をこどもに伝えた後、こどもが家族についてどのように考えたかは、援助指針（援助方針）を決めるうえで重要であり、こどもの気持ちを一時保護施設から相談部門にきちんと伝える必要があります。</p> <p>こどもが望む結果ではない場合もありますので、こどもに家族の話をする事について相談部門と一時保護施設で共有し、一時保護施設の職員がこどもをサポートする準備をしておくなど、相談部門と協働でこどもへの対応を検討する必要があります。親子関係再構築の支援においては、こどもの気持ちを大切にしながら、保護者にも寄り添う、相談部門と一時保護施設がチームとなって支援を行うことが大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 54]	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか				
54-1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている				
54-2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている				
54-3	一時保護施設の子どもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている				
54-4	PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ・ ポイント	<p>性加害や性被害のこどもの受入れにあたっては、相談部門や医師との多職種で行うカンファレンスに一時保護施設の職員も参加し、一時保護施設における対応や支援について丁寧に確認するとともに、入所後の子供の状況についても細目に情報共有を行う等、必要な支援が適切なタイミングで行えるようにする必要があります。一時保護施設の中では、男女間だけでなく、同性間での性的問題も発生する可能性があります。全ての子どもに対してプライベートパーツやパーソナルスペースなどについて丁寧に説明し、子ども同士がお互いを傷つけることのないような教育等が必要です。</p> <p>「腕一本分の距離をとること」などのルールを伝えるだけでなく、その意味をきちんと伝え、こどもが「境界」「同意」「尊重」を理解できるようにすることが大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 55]	他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか				
55-1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している				
55-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている				
55-3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>他害や自傷等の行為がある子どもを受け入れるにあたっては、相談部門や医師等の多職種でその背景のアセスメントを行い、一時保護施設のこどもの生活環境や対応、支援における留意点について丁寧に検討する必要があります。他の子どもや職員に対して暴言・暴力があった場合には、毅然とした対応をし、なぜそのような暴言・暴力をしてしまったのか、どうしたらやめることができるかを子どもと一緒に考えることが重要です。</p> <p>また、自傷の可能性のある子どもについて、自傷行為をただ止めるだけでは、職員の見えないところ隠れて行うようになるなど、子どもにとってリスクが高まる可能性があります。自傷については、本人が自傷行為は問題である意識し、自ら話し出せるようになることが第一歩であり、そのためには話してもよいと思える、信頼できる大人の存在が大切です。</p> <p>なお、一時保護施設内で他害や自傷等があった場合には、直接被害を受けていない子どもへのケアも忘れずに行う必要があります。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 56]	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか				
56-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている				
56-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している				
56-3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>重大事件に係わる触法少年の一時保護にあたっては、そのこども本人の心理面や行動面の状態や、一時保護施設内に他のこどもの生活への影響を最小限にできるような生活の場をどう確保するか、支援体制が確保できるかなど、一時保護施設で受け入れる場合にどのような対応を行うかについて、相談部門や主管課とともに十分に検討する必要があります。</p> <p>一時保護施設で受け入れる場合の懸念事項、支援を求めたいこと等、一時保護施設としての意見を相談部門等に伝え、一時保護施設が少しでも安心して受け入れできるよう、連携した対応が必要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 57]	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか				
57-1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある				
57-2	障害特性に応じたケアを行っている				
57-3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護施設では、障害をもつこどもを保護する場合があります。こどもの障害特性を踏まえた、生活環境面での工夫や、専門的な支援が求められる場合があるため、いつでも緊急保護ができるよう準備しておく必要があります。</p> <p>建物の構造や支援体制などから、一時保護施設での受け入れが難しい場合でも、一時保護委託等がすぐに行えるよう、受け入れ先を確保しておく必要があります。一時保護施設での受け入れ可否の基準等を相談部門と協議をし、認識をあわせておきましょう。</p> <p>また、必要に応じて、周りのこどもにも障害への理解や配慮してほしいことなどを説明するなど、こども同士の関係への配慮も大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 58]	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか				
58-1	健康上配慮が必要な子どもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある				
58-2	健康上配慮が必要な子どもの状態に応じたケアや医療行為を行っている				
58-3	服薬管理を適切に行っている				
58-4	誤薬防止策を講じている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>健康上配慮が必要な子どもや、服薬管理が必要な子どもを受け入れるにあたり、日常生活における必要な支援や対応が行える体制となっているか、職員間での情報共有や観察・管理を徹底するためのルールづくり等の工夫がなされているかを確認します。</p> <p>また、緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されているかの確認も必要です。</p> <p>なお、子どもの年齢や支援体制等から、受入が難しい保護所の場合には、受入れの可否の判断基準や、受入不可の場合の対応等が明確になっているかを確認してください。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 59]	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか				
59-1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している				
59-2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている				
59-3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている				
59-4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOSの出し方についてこどもに伝えている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護の解除は、こどもにとっては、一時保護施設でつくった職員や他のこどもとの人間関係を失うことになるため、不安を感じる場合もあります。</p> <p>一時保護解除やその後の生活等についてのこどもへの説明は、児童福祉司等の相談部門が担当するかもしれませんが、一時保護施設の職員は、こどもに寄り添い、こどもの気持ちを聞いたり、一時保護解除の生活についてこどもと話をしたりするなど、こどもが少しでも不安を軽減できるよう、こどもに寄り添う存在であることが求められます。</p> <p>一時保護施設でのこどもの状況を相談部門と共有しながら、一時保護解除を伝える時期やその後のこどもへのサポートなど、一時保護施設と相談部門が連携してこどもへの対応を行うことが重要です</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 60]	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか				
60-1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる				
60-2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる				
60-3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護解除にあたり、子どもが安全な家庭環境で生活できるよう、また施設や里親のもとで安心して生活できるよう、保護者や施設、里親に対し、子どもの強みや長所、課題、継続的な取り組みが必要なこと、大切にしていることやもの等について、丁寧に、わかりやすく引継ぐことが必要です。</p> <p>保護者や施設、里親等への説明は、児童福祉司等の担当かもしれませんが、一時保護中の子どものことを最も理解しているのは一時保護施設の職員であり、児童福祉司等からきちんと伝わるよう、情報提供することが求められます。一時保護施設の職員から直接伝えたほうがよいことなどがある場合には、児童福祉司等と一緒に家庭等に訪問するなど、一時保護施設として最も適切だと思う方法を相談部門に提案し、対応方法について協議することも必要です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 61]	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか				
61-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある				
61-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている				
61-3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある				
61-4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設の設備及び運営基準において、「安全計画を策定すること」とされています。その内容は、一時保護施設における設備等の安全点検、地域や関係機関との連携や協力体制、緊急時における保護者への連絡方法、子どもが無断外出した際の対応、通学や課外活動等のために自動車を利用する場合のこどもの所在確認などになっています。また、職員の安全対策に関する研修等、こどもの安全の確保を図る必要な項目を安全計画に盛り込む必要があります。</p> <p>これらの内容は、多くの一時保護施設で「マニュアル」という形で作成されていますがその内容の見直し・更新がされずに実際に行われている支援等と異なってしまっていることが多くなっています。</p> <p>一時保護施設内にどんなマニュアルがあるかを整理し、そのマニュアルを活用した職員研修を定期的実施することが重要です。そして研修などで利用する際にその内容が適切なものとなっているかを確認し、更新していくことが重要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 62]	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか				
62-1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている				
62-2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている				
62-3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設内で、事故やこどもがケガをしそうな危険な場所等があれば、必要な対策を講じ、こども安全な生活環境を確保しなくてはなりません。建物や設備・備品の老朽化や破損等は思わぬ事故やケガにつながる可能性がありますので、大きな破損に限らず、こどもたちの生活に不安な箇所に気が付いたときにはできるだけ早く修繕等を行うようにしましょう。定期的に施設を点検し、計画的に必要な修繕を行うとともに、緊急修繕に備えて一定の修繕費を毎年予算として確保することが必要です。</p> <p>万が一、事故やケガなどのアクシデントやインシデントが発生した場合には、その原因を検証し、同じことが発生しないよう再発防止策を検討することが重要です。</p> <p>また、危うく重大な事故やケガになりそうだった、という「ヒヤリ・ハット」の事例を共有し、その要因を確認して改善していくことで、重大な事故等の未然防止につながります。職員がヒヤリ・ハットに気付けることがとても大切です。</p> <p>なお、こどもの事故やケガには、一時保護中の自死や自死未遂も含まれます。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 63]	災害発生時の対応は明確になっているか				
63-1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している				
63-2	避難訓練を毎月1回以上実施している				
63-3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている				
評価基準	3項目中✓がついた項目が、全て…A／1～2…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>地震や火災等の非常災害時に備えた避難計画を作成する必要があります。避難計画は、夜間帯などの職員が少ない時間帯を想定して作成することが重要です。誰がどこに連絡するのか、その連絡先がすぐに確認できるようになっているかも大切です。</p> <p>また、避難計画に基づき、毎月1回以上の避難及び消火訓練の実施が必要です。訓練にあたって消防署に協力してもらう等、緊急時に備えた連携の機会を上手くつくることも必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 64]	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか				
64-1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている				
64-2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている				
評価基準	2項目中✓がついた項目が、全て…A／1以下…B／0…C				
評価の視点・ポイント	<p>集団生活である一時保護施設では、感染症の発生及び拡大予防のための対策を講じることが必要です。一時保護開始時に、こどもの健康状態として感染症の有無や可能性を確認したり、感染症が発生した場合には、一時的にこどもを集団から隔離し、必要な治療など行うことが必要です。</p> <p>一方で、隔離された居室で過ごすことは、こどもにとっては負担が大きいものです。また、過度な感染対策はこどもの生活における様々な制限にもつながりますので注意が必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 65]	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか				
65-1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している				
65-2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている				
65-3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している				
65-4	こども以外の者への返還は適切に行っている				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>No. 18のとおり、こどもの私物のうち、こどもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、こどもが所持できるようにすることが基本となりますが、こどもの意向等も含めて一時保護施設で預かる私物もあります。</p> <p>一時保護施設で管理する私物については、紛失等がないよう適切な管理を行うとともに、一時保護解除時に確実に返還できるよう、私物リストの作成や施設の備品や他のこどもの私物と混ざらないよう保管することが必要です。</p> <p>また、こどもが一時保護施設内で私物を使う場合には、紛失等を防ぐための記名や、こどもの居室に置くなどの保管方法の工夫も必要です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

2. 施設運営計画

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 66]	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか				
66-1	事業計画を策定している				
66-2	事業計画に基づく取組みを実施している				
66-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある				
66-4	策定にあたって、子どもや職員の意見を反映できる仕組みがある				
評価基準	4項目中✓がついた項目が、全て…A／2～3…B／1以下…C				
評価の視点 ポイント	<p>一時保護施設において、職員の育成や業務改善等の様々な取組みを着実に進めていくためには、目標を立て、それを実現していくために必要な取組みを具体化し、予算をとり、スケジュールに落とし込む「計画」を作成することが大切です。</p> <p>一時保護施設に関する事業計画が立てられ職員間で共有できているか、組織として実行するための体制や取組み内容が具体化されているか、実際に実行できており、翌年度の事業計画では必要な見直しが行える、そのような事業計画が策定されているかがポイントです。</p> <p>また、一時保護施設として設定する目標を設定する際には、管理職だけで決めるのではなく、職員や子どもの意見も踏まえてつくられることが大切です。</p>				
児相 コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

No.	判断基準	児相評価		委員評価	
[No. 67]	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか				
67-1	自己評価を定期的に行っている				
67-2	外部評価を定期的に行っている				
67-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている				
67-4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている				
67-5	子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている				
評価基準	5項目中✓がついた項目が、全て…A／2～4…B／1以下…C				
評価の視点・ポイント	<p>一時保護施設では、質の向上を行うための取組みが必要であり、一時保護ガイドラインでは、毎年度の自己評価と3か年毎に1回の第三者評価を行うことが求められています。</p> <p>自己評価は、第三者評価の結果を踏まえて、改善状況を確認する方法や、退所時などのこどものアンケートや意見箱やこども会議で出されたこどもの意見をテーマに検討するなど、一時保護施設毎に様々な方法・工夫がされています。</p> <p>また、第三者評価を上手く活用し、相談部門や主管課とともに改善につなげている一時保護施設もあります。</p> <p>「変えていく」ことは、時間的にも精神的にも負担が大きいことですが、変えることで職員の負担軽減につながることもたくさんあります。職員一人ひとりの気づきを、一時保護施設をよりよい状態に変えていくエネルギーにできる仕組みと組織風土が大切です。</p>				
児相コメント	(自己評価の補足説明、事例等)				
委員メモ					

別紙 令和8年度評価に向けた評価項目修正等の提案

- ・10-2 「聞き取りをしている」を「聞き取りをし、児童福祉司等と共有している」に修正してほしい。
- ・14-1 「速やかに」を「丁寧に」に修正してほしい。
- ・27-4 この項目は、一時保護所では該当がないのであれば、評価に際しては対象外とするなど補足をしてほしい。
- ・53-1 設問の意図が回答者に伝わりづらいため、表現を見直してほしい。
- ・57-3 「周りのこどもが障害について理解」することが難しい状況があるため、設問の仕方を工夫してほしい。
- ・第3部の中項目の「1一時保護所の運営」は、内容は支援の具体的項目であるため、生活支援、教育・学習支援など、支援の内容が分かるように項目名を修正してほしい。

令和7年度
児童相談所一時保護所外部評価報告書

令和7年12月

横浜市児童福祉審議会
児童相談所一時保護所外部評価委員会